

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	特定非営利活動法人 子育て支援 Net フレーベル
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市弓場町1番2号
法人種別	特定非営利活動法人
代表者職氏名	理事長 森田武彦 園長 森田容子
電話番号	0798-31-6730

第2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業			
事業所の名称	保育園パステルの森			
事業所の所在地	西宮市弓場町1番2号			
電話番号・FAX	電話 0798-31-6730 FAX 0798-31-6731			
施設長氏名	田中 美保			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	3人	9人	7人	19人

第3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

■ 子どもの幸せを第一に、安全面に気を付け、善悪の判断が出来て、心身ともに健全な社会人として社会に貢献し活躍できるよう、その心身の根を育てます。

- ① 当事業所は、安全安心な環境で子どもの目線に立って育てます。
- ② 当事業所は、元気で笑顔溢れる子どもを育てます。
- ③ 当事業所は、子どもの個性に応じた保育をいたします。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	鉄骨造 3階建ての1階部分
	延床面積	114.18㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳児室及びひほふく室	1室	47.55㎡
保 育 室	1室	16.00㎡
調 理 室	1室	9.45㎡
設備の種類		冷暖房
屋外遊戯場（園庭）		代替場所 森具公園・春日公園・夙川公園

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	建石保育所
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言。

第6 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
管理者（保育士）	1	1	0	
保育士	6	5	1	
調理員	2	0	2	交代勤務
事務員	1	0	1	

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	
保育士	早番 7 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 日勤 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 日勤 9 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0 遅番 1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0	
調理員	8 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0	

※ ローテーションにより、保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金・土 (祝日を除く)
原則時間	平日	8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
	土曜日	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
開所時間 (延長保育)	平日	7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 (1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0)
	土曜日	7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 (1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0)
保育短時間認定に係る保育時間		8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
保育標準時間認定に係る保育時間		7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

※ 12月29日から1月3日は休所日となります。

* 台風接近等に伴う対応について

○ 「大雨・暴風警報など」 通常の気象警報が発令された場合

- ・ 保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・ 状況によっては事業所からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制をとっておいてください。
- ・ 公共交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れとします。

【本市に「特別警報」が発令された場合】

<午前7時現在>

- ・気象庁より、「特別警報」が発令されている場合は「臨時休所」とします。
 - ・西宮市より、「高齢者等避難」(警戒レベル3)、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休所」とします。
- ※臨時休所後、発令が解除された場合は、各施設で安全に配慮のうえ再開の判断を行います。

<午前7時以降>

「特別警報」や、「高齢者等避難」(警戒レベル3)、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

- ① 子どもの幸せを第一に、安全面に気を付け、善悪の判断が出来て、心身ともに健全な社会人として社会に貢献し活躍できるよう、その心身の根を育てます。

(2) 当事業所の保育の目標

- ① 養護と教育が一体となった保育を行います。
- ② 子どもが自ら環境に関わり、自分の考えで行動できるよう生きる力を育みます。
- ③ 家庭や地域と連携し、子育ての専門性を生かした支援を行います。

(3) その他

保護者の方には、朝夕の送迎時だけではなく、連絡帳などを通じて、その日の様子を報告いたします。また、個別に保護者の育児相談など、保護者の家庭環境に応じて親身になって対応いたします。

(4) 一日の流れ

	つくし組 (0歳児～1歳児)		すみれ・ひまわり組 (1歳児～2歳児)
7:30～	開園、順次登園	7:30～	開園、順次登園
～8:15	0歳～2歳児、合同早朝保育	～8:15	0～2歳児、合同早朝保育
9:00～	牛乳・麦茶(乳アレルギー児)で水分補給 朝の会(リズム運動・絵本読みなど) 戸外遊び・室内遊び・散歩など	9:00～	朝の会(月の歌・リズム・カード) 牛乳・麦茶(乳アレルギー児)で水分補給
11:00～	給食(離乳食はその子に応じてすすめる) 給食が終わり次第、順次更衣して午睡	10:00～	戸外遊び・室内遊び・散歩など
14:30～	目覚め→健康視診	11:15～	給食
15:00～	おやつ	14:30～	給食が終わり次第、順次更衣して午睡
15:45～	お帰りの会・順次降園	15:00～	目覚め→健康視診
17:00～	0歳～2歳児、合同保育	15:45～	お帰りの会・順次降園
18:30～	延長保育 簡単なおやつ	17:00～	0歳～2歳児、合同保育
19:00	閉園	18:30～	延長保育 簡単なおやつ
		19:00	閉園

(5) 年間行事計画

月	行 事
4月	入園式・進級式 子どもの日の集い
5月	内科健康診断 保育参観 浜脇中学校トライやるウィーク
6月	お楽しみクッキング 大手前大学への避難訓練
7月	歯科検診 プール遊び セタ会
8月	プール遊び 個人懇談 夏祭り
9月	お月見会 敬老参観
10月	ハロウィンパーティー 親子遠足 消防訓練
11月	内科健康診断 保育参観
12月	クリスマス会
1月	お楽しみクッキング
2月	節分会
3月	ひなまつり会 お別れ遠足 お別れ会 修了式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

※ 年度により変更があります。別配布の年間行事予定でご確認ください。

(6) 給食の提供

給食・おやつは、(株)アドムのわんぱくランチの献立を採用し、自園調理をしています。その他、季節により野菜やフルーツが追加される場合があります。

メニュー表は1か月単位で前もって配布します。

アレルギーのある方は別途ご相談ください。別メニュー、もしくは除去食で対応します。

第10 利用料金

① 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

0歳から2歳児の市民税非課税世帯の児童にかかる保育料については無償です。

なお、次の場合は保育料の日割計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

② 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

③ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

※ ①・②に掲げる費用の他に、利用契約書別紙に記載している費用が必要となります。

第11 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- ① 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- ② 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- ③ 支給認定保護者が退園を申し出た時。

下記の事由が発生した場合、園は保護者に対し書面により相当の期間を定めた催促を行い、保護者が所定の期間内に債務不履行の事実を解消しない場合には、園は本利用契約を保護者の債務不履行により解除する事ができる。

- ① 保育料等（延長保育料や諸費を含む）を3か月以上滞納したとき
- ② 園の職員や園児に対して不当な言動があり、園と保護者間の信頼関係が損なわれたとき
- ③ 職員の指示に従わず、園と保護者間に信頼関係が損なわれたとき
- ④ その他、園の運営上必要な指示に再三従わず、保護者または園児が園の運営上重大な支障を及ぼす行為をしたとき
- ⑤ 園が保護者に対し園の理念や方針に従うように求めたものの、保護者がこれに応じないため、園と保護者間の信頼関係が損なわれたとき
- ⑥ 保護者または園児が園の職員や園児に対して暴力や恫喝などの行為があり、職員や園児が不安を感じたとき

第12 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	しみずこどもクリニック
医師名	清水 俊男
所在地	西宮市市庭町9-12 香露館 2F
電話番号	0798-35-1001

医療機関の名称	松岡歯科
医師名	松岡昌彦
所在地	西宮市霞町4-47
電話番号	0798-35-6480

第13 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

第14 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、危機管理マニュアルを作成し、園におけるすべての職員が火災、災害、事故、事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応し予防します。

また、保育安全計画を策定し、①施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検、②児童・保護者に対する安全指導、③保護者への説明・共有、④スタッフの訓練・研修を行ないます。

第16 虐待の防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、子どものしつけに際して身体的苦痛（叩く・蹴る・物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言等）を与えるような関わりは

「虐待」となりしてはならないとされています。これらの法律に基づき虐待を受けたと思われる傷やあざがあった場合等は当事業所は市西宮市へ通告する義務があります。

しつけと称して次のような行為を行った場合等も「虐待」とされます・

- ・ 何度も言葉で注意したけれども言うことを聞かないので頬を叩いた
- ・ いたずらをしたので、長時間正座させた
- ・ 宿題をしなかったので夕食を与えなかった
- ・ 当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止を啓発、普及するための研修等を職員に対し研修を実施しています。
- ・ 連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育所から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育所や市職員等が家庭訪問することがあります

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	氏名 田中美保（施設長） 電話番号 0798-31-6730
相談・苦情解決責任者	氏名 森田 容子（園長） 電話番号 0798-31-6730
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

第18 その他留意していただきたいこと

- (1) 送迎の時間は、厳守してください。
- (2) 送迎の際は、車の停車等、近隣に迷惑がかからないようにお願いします。

※この重要事項説明書の内容は、2025年4月の情報です。